

陳 情 書 等

件 名

市営駐輪場指定管理者役員の発言及び法令遵守意識
に関する件

令和8年1月9日

宇治市議会議長 様

前田 清宣

陳 情 書

市営駐輪場指定管理者役員の発言 及び法令遵守意識に関する件

1 陳情の趣旨

私は一般市民として、市営駐輪場の指定管理者である公益社団法人宇治市シルバー人材センターの事務局長（専務理事）発言について、指定管理者としての法令遵守意識及び、市の指導・監督のあり方に強い疑問を抱いたため、市議会において事実関係の整理と市の見解を明らかにしていただきたく、本陳情を提出するものです。

2 事実経過

当該公益社団法人は、市営駐輪場の指定管理者として、市から指定管理料や補助金を受け、市の施設管理を行っています。

同センターについては、過去に法令遵守に関して市長から指導が行われています。

そのような状況の中で、一般市民の立場から、「税金や補助金を原資とする公的資金を受けている指定管理者である以上、より一層の自覚をもって法令を遵守し、適正な業務運営を行ってほしい」という趣旨を、同センターの事務局長（専務理事）に伝えました。

これに対し、当該事務局長から、「税金は貰っていない」との発言がありました。

その後、市担当課長から、「当該発言は、『税法上、国や自治体が行う税の徴収・収納を当該法人は行っていない』、という意味であったとの説明を当該事務局長から受けている」との説明がありました。

3 陳情者としての問題意識

上記の発言および市の説明について、次の点に強い疑問を感じます。

- ・私の指摘は、税法上の収納主体の有無ではなく、公的資金を扱う指定管理者としての自覚と姿勢を求めたものであり、「税金は貰っていない」という発言は、論点をすり替えた不適切な応答ではないか。

- ・指定管理料や補助金は、市民の税金を原資とする公的資金であり、「税金は貰っていない」という表現は、市民に誤解を与え、指定管理者としての公共性を軽視している印象を与えるものではないか。
- ・市長による法令遵守指導が行われた後であるにもかかわらず、このような発言がなされること自体、指定管理者の法令遵守意識や組織統治に問題があるのではないか。
- ・市担当課の説明は、当該発言を形式的・技術的に解釈するにとどまり、指定管理者に求められる公共的責任という観点からの評価や指導が十分とは言えないのではないか。

4 陳情事項

以上を踏まえ、次の事項について陳情いたします。

- ・市営駐輪場指定管理者の役員による上記発言について、指定管理者として適切なものであったか否か、市としての見解を明らかにすること。
- ・指定管理者が、税を原資とする公的資金を取り扱う立場として、十分な法令遵守意識と説明責任を有しているかどうかを検証すること。
- ・必要に応じて、指定管理者に対し、法令遵守及び公的責任に関する指導を改めて行うこと。
- ・今後、同様の事案が生じないよう、市として指定管理者への指導・監督体制を強化すること。

5 結び

本件は、単なる言葉の問題ではなく、市民の税金を原資とする公的資金を扱う指定管理者の姿勢と、市の監督責任が問われる問題であると考えます。

市議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、市民の信頼確保の観点から、適切なご対応を賜りますようお願い申し上げます。

以 上